

魚津市告示第58号

魚津市子宮頸がん検診HPV検査導入モデル事業実施要綱の一部
改正について

魚津市子宮頸がん検診HPV検査導入モデル事業実施要綱（令和2年魚津
市告示第22号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前
<p>第1条－第5条 (略)</p> <p>第6条 受診者は、HPV検査に係る費用の一部として、<u>1,600</u>円を負担するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第7条－第8条 (略)</p>	<p>第1条－第5条 (略)</p> <p>第6条 受診者は、HPV検査に係る費用の一部として、<u>1,500</u>円を負担するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第7条－第8条 (略)</p>

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。